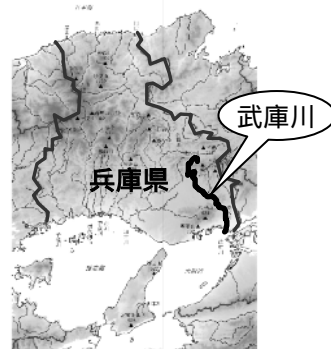




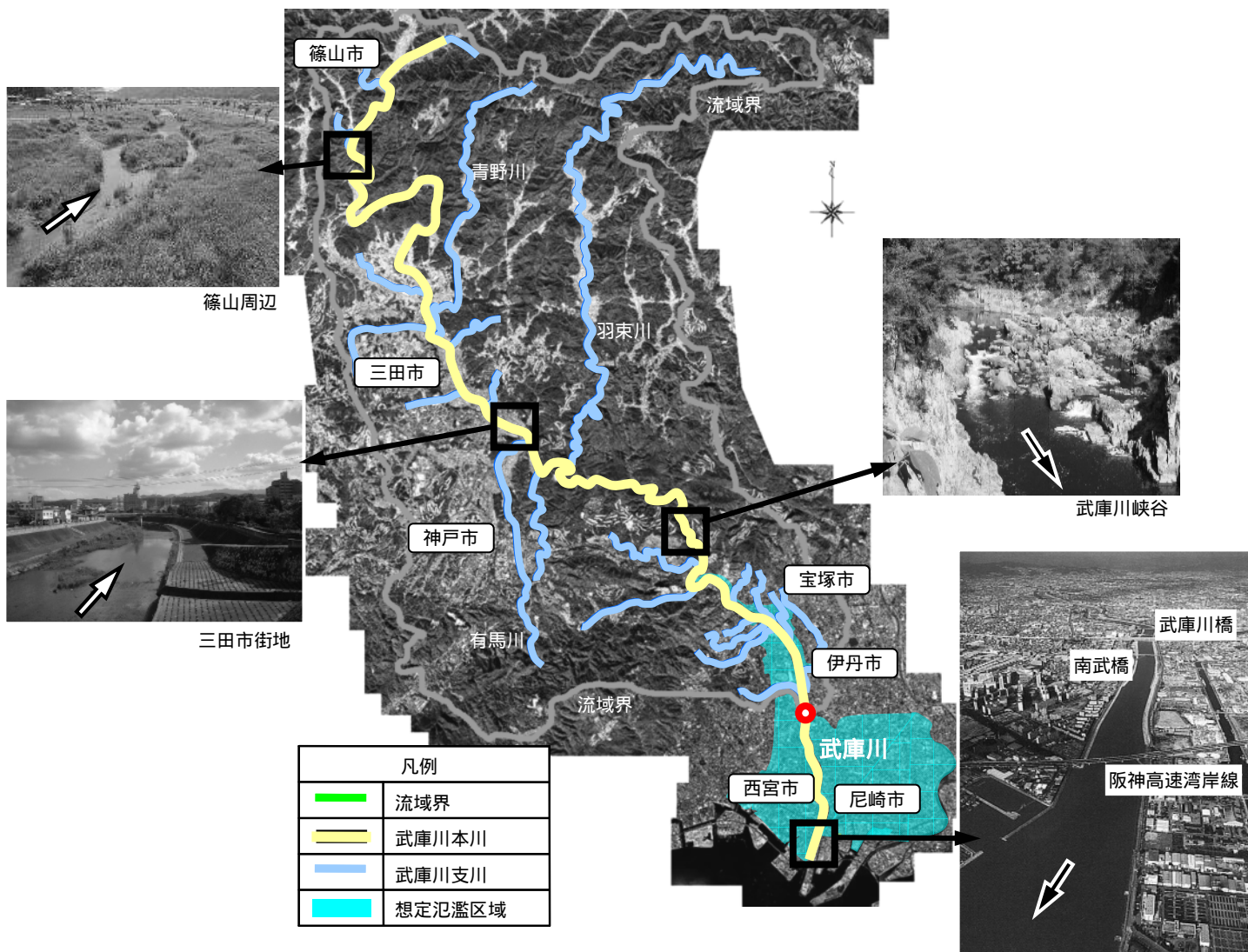
地球規模で発生している気候変動は各地で集中豪雨や渇水の深刻化を引き起こしており、武庫川においても想定を超える事態が生じることが予想されます。このような事態にも的確に対応するためには、従来の「川の中」だけで考えず流域全体で考えること、さらにハード・ソフト両面からの対策を講じることが必要です。武庫川では「総合的な治水対策」を大きな柱に据え、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針である「武庫川水系河川整備基本方針」をとりまとめました。



武庫川水系河川整備基本方針

1 流域および河川の概要

流域圏面積 / 人口 約 540km² / 約 100 万人 (流域圏 = 集水域 + 氾濫域)
 本川延長 約 66km
 流域市町 神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市、大阪府能勢町



2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

>> 武庫川は、下流域が天井川の様相を呈しており、沿川は高度に市街化されていることから、ひとたび破堤すると甚大な被害が想定されること、上流域では過去に大規模なニュータウン開発が進められ、河川への流出増に伴う河道への負担が大きくなっていること、更には、都市近郊に残された豊かな自然環境の保全への要請が強いことなどから、従来河川整備の手法に加えて特に次の4点の重要性を認識して川づくりに取り組む。

河道への負担を極力軽減させるため、流域内の諸施設を活用した流域対策により、河川への流出抑制を促進する。

築堤区間の堤防については、計画流量を安全・確実に流下させるため堤防強化を推進する。

武庫川峡谷を始め流域内に残された自然環境を保全するため、事業実施にあたっては、水系内で生物の生活環境の持続に十分配慮した計画を策定する。

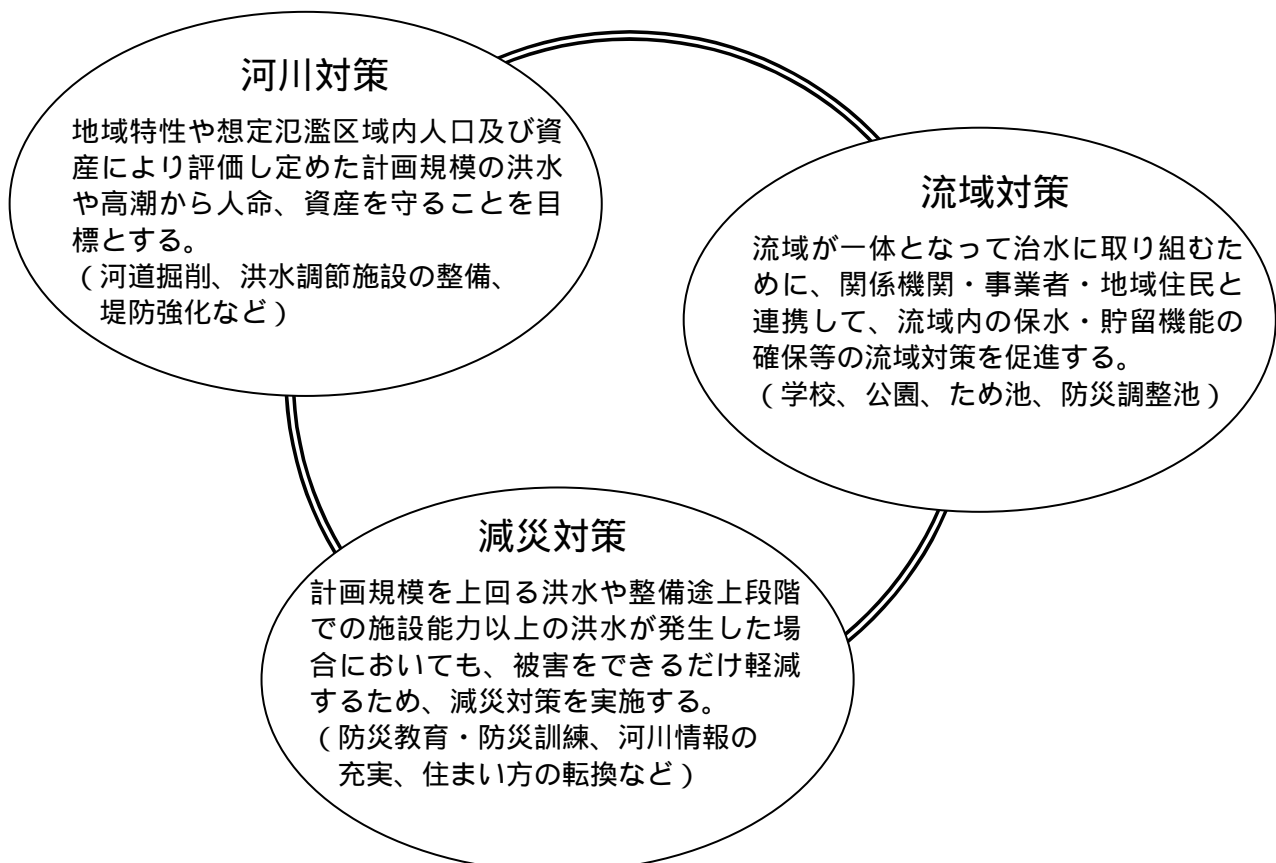
阪神・淡路大震災の経験や少子高齢社会の到来を踏まえ、人的被害の回避に向けて多様な情報手段を活用した正確で迅速な防災情報の提供を進める。

>> これらのことを踏まえ、専門家や地域住民等の「参画と協働」のもと、安全で自然と調和した個性豊かな武庫川づくりに向け、流域全体での総合的な治水対策を基軸として、治水、利水、環境にかかわる施策を展開する。加えて、流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、流域関係市の総合計画、都市計画区域マスタープラン等との調整を図り、かつ土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

>> 一方、近年地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や渇水の深刻化が懸念され、自然や気象に関する新たな課題が指摘されている。そのため、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する。

>> なお、河川整備は長期間を要するものであるため、河川整備計画策定と計画実施の各段階においてそれぞれ目標を明確に設定し、「参画と協働」のもとで段階的に整備を進めていく。また事業効果をできるだけ早期に発現できるよう、費用対効果等を勘案して、「選択と集中」により、計画の効果的かつ効率的な整備を進める。

(1) 洪水、高潮などによる災害の発生防止又は軽減に関する事項



(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

正常流量の確保

都市用水や農業用水の安定取水を含む流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。また、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

緊急時の水利用

渇水被害を最小限に抑えるため、水利利用者間での相互調整に際して協議が円滑に行われるよう必要な情報提供に努める。また、広域的な水融通の円滑化に関係機関及び水利使用者と連携して取り組む。一方、震災などの緊急時には消火用水等河川水の利用が図られるように配慮する。

健全な水循環の確保

「健全な水循環系」を、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下にともに確保されている状態と定義する。関係機関や地域住民と連携を図りながら、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全、流域の水利用の合理化、水辺環境の保全・創出等に努める。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全の全体的な方針

河川整備の際には、武庫川水系に生息・生育する「生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、専門家や地域住民等と連携しながら武庫川の川づくりを推進する。

「生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」

原則1 「流域内で種の絶滅を招かない」

- レ 「個体」ではなく「種」に着目
- レ 武庫川水系内で対処（治水を優先する場合、水系全体で戦略的に自然環境に配慮）

原則2 「流域内に残る、優れた「生物の生活空間」の総量を維持する」

- レ 優れた「生物の生活空間」の総量で評価（間接的に「種」の絶滅リスクを軽減）
- レ 保全と再生による総合的な環境対策
（改修区間内での再生、水系内での保全・再生で総量が維持できず、
周辺地域や県内でも代替地が見あたらない場合には計画を再考）

動植物の生活環境 の保全・再生

動植物の生活環境については、武庫川の「ひょうごの川・自然環境調査」の結果と、これをもとに作成した「健康診断図」を踏まえ、上下流それぞれの区間において保全・再生に努める。

良好な景観の 保全・創出

上流域の緩やかに蛇行して流れる武庫川と田園景観、中流域における武庫川峡谷の自然景観、下流域の都市景観との調和など、各地域の特性を反映した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。

河川利用と人と河川 の豊かなふれあいの 確保

自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。

水質の向上

下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して更なる水の質の向上に努める。

(4) 河川の維持管理・流域連携

河川の維持管理

河川の維持管理については、災害発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適正に行う。

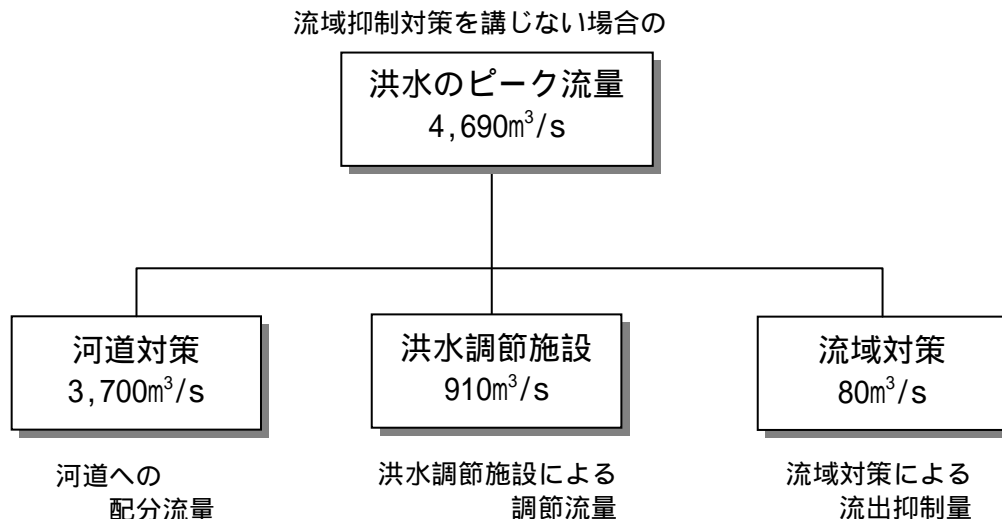
流域連携

「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民、NPO、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、「まちづくり」と一体となった川づくりを行う。また、武庫川は都市部における貴重な自然体験の場でもあることから、防災学習、文化学習、環境学習等に、教育関係機関やNPOと連携して取り組む。

モニタリング

武庫川の良好な河川環境や河川景観、多様な水利用を踏まえ、河川の土砂堆積、植生、瀬・淵、水質等の適切なモニタリングを行うとともに水位、流量等の水文資料を蓄積し、河川整備や維持管理に反映させる。

3 河川の整備の基本となるべき事項



～これまで（河川整備基本方針策定までの経緯）～

- 昭和62年度 昭和58年洪水を契機に尼崎・西宮・伊丹・宝塚市域で河川改修事業に着手
(このほか、三田市街地<S45～H12>、三田・篠山<S46～>で河川改修事業を実施)
- 昭和63年度 青野ダムが完成
- 平成5年度 武庫川ダム建設事業に着手
- 平成12年度 武庫川峡谷の自然環境に与える影響が大きいというダム反対の声が大きくなり、平成9年の河川法改正の流れもあって「合意形成の新たな取り組みを行うとともに、総合的な治水対策についてゼロベースから検討する」ことを兵庫県知事が表明（平成12年9月）
- 平成15年度 学識経験者や地域住民の幅広い意見を反映させた計画を作成するため、合意形成の場として「武庫川流域委員会」を設置（平成16年3月）
- 平成18年度 提言書「武庫川の総合治水へ向けて」を武庫川流域委員会が知事に提出（平成18年8月）
- 平成19年度 武庫川流域委員会、市、関係機関（農林など）、県民（パブリックコメント）、河川審議会の意見を聴いて「武庫川水系河川整備基本方針」をとりまとめ（平成20年2月）

～これから（河川整備計画の策定）～

河川整備基本方針を踏まえて、今後 20 年から 30 年間の具体的な河川整備の内容を明らかにする「河川整備計画」の原案を、平成 21 年秋を目途に作成して、河川整備基本方針と同様に幅広く意見を聴いて、最終案を策定します。

兵庫県や国のホームページでも
情報を提供しています

河川計画の検討状況

- >> みんなでつくる明日の武庫川
- 「河川整備基本方針(案)」の全文はこちら
- >> 武庫川流域委員会
- >> 武庫川流域委員会運営委員会

洪水に関する情報

- >> 国土交通省川の防災情報 (水位)
- >> 兵庫県 CG バードマップ

インターネットで検索してみてください

問い合わせ

兵庫県 県土整備部土木局 武庫川企画調整課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
電話 078-341-7711
ファクス 078-362-3942

平成20年12月